

本会では、今年度、大阪府と下記の業務について契約を締結し、事業を実施しております。

事業概要	
目的	中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等の設立支援、大阪府への申請及び届出事項に関する法令遵守の周知や組合運営等の正しい知識の啓発、組合運営の診断、組合の実態調査を実施するため。
仕組み	大阪府との業務契約 契約期間 平成23年10月13日～平成24年3月31日
名称	中小企業組合運営支援業務
電話番号	06-6947-4370
FAX	06-6947-4374
メールアドレス	LES0174@nifty.ne.jp
開設時間	相談窓口 午前9時～午後5時まで（土日・祝日、年末年始を除く）
サービス内容	
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業組合設立相談業務 (2) 法令遵守啓発業務 (3) 組合運営診断業務 (4) 組合実態調査業務
提供するサービス (業務内容)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業組合設立相談業務 組合法に定める事業協同組合の設立を希望する組合発起人に対し、設立相談をはじめ、所管行政庁の組合設立認可に至るまでの各種手続き等を支援する業務です。 (2) 法令遵守啓発業務 組合法に定める組合に対し、大阪府への申請及び届出事項に関する法令遵守の周知並びに組合運営等の正しい知識に関する啓発を行う業務です。 (詳細は下記リンク) http://www.maido.or.jp/topics/2011_kessanzeimu/kessanzeimu.pdf (3) 組合運営診断業務 組合の運営及び会計の健全性の向上を図るため、組合法及び中小企業等協同組合法施行規則並びに中小企業等会計基準の規定に基づき、大阪府に届出された決算関係書類について、組合法に定められた記載事項をチェックリストにより確認（提出必要書類の有無、記載

	<p>もれの有無など) し、組合に対してその結果を通知する業務です。</p> <p>(4) 組合実態調査業務</p> <p>組合に対し、組合法の規定に基づき届出される決算関係書類が、過去3ヵ年度連続で提出されていない組合の実態を調査する業務です。</p>
--	---